

# 定 款

浜松市中央区中沢町10番1号

ヤマハ株式会社

# ヤマハ株式会社定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、ヤマハ株式会社と称し、英文ではYAMAHA CORPORATIONと表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 楽器類及びその付属品の製造及び販売
- ② 電気音響機器の製造及び販売
- ③ 電子機械器具の製造及び販売
- ④ 半導体の製造及び販売
- ⑤ コンピューター及び周辺機器並びにその部品の製造及び販売
- ⑥ 音楽に関する図書の出版及び販売
- ⑦ 音楽ソフト、ビデオソフトの制作及び写真業
- ⑧ コンピューターソフトの制作及び製造並びに販売
- ⑨ 音楽教室及び各種文化教室の経営
- ⑩ 語学教育事業
- ⑪ 合板、家具、木工品及び室内装飾品の製造及び販売並びに古物類の売買
- ⑫ 木工機械、金型及び内燃機関類の製造及び販売
- ⑬ 特殊合金の製造及び販売
- ⑭ 強化プラスチック製品の製造及び販売並びにプラスチック加工業
- ⑮ 住宅機器及び建築材料の製造及び販売
- ⑯ 建築工事の施工及び請負
- ⑰ 建築物の設計、工事監理等

- ⑯ 住宅リフォーム事業及び造園緑化事業
- ⑰ スポーツ用品の製造及び販売
- ⑱ 観光開発事業及びレジャー、レクリエーション施設の経営
- ⑲ 電話通信関連事業
- ⑳ 広告業
- ㉑ カタログによる通信販売
- ㉒ 旅行業
- ㉓ 印刷業
- ㉔ 給食業
- ㉕ 損害保険代理業
- ㉖ 自動車整備業
- ㉗ 自動車運送業、倉庫業及び梱包業
- ㉘ 石油製品の販売
- ㉙ 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理並びに土地の造成
- ㉚ 産業廃棄物処理業
- ㉛ 総合リース業
- ㉜ クレジットカードに関する業務
- ㉝ 金銭の貸付並びに信用保証業務
- ㉞ 前各号に付帯又は関連する事業
- ㉟ その他投資を為し又は会社設立の発起人となること

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を浜松市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- ③ 執行役
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、執行役社長が定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。  
(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、予め取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

2 株主総会の議長は、予め取締役会の決議により定めた取締役又は執行役がこれにあたる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役又は執行役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数及び選任方法)

第19条 当会社の取締役は15名以内とし、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役会長)

第20条 取締役会は、その決議によって取締役会長を定めることができる。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項により定めた取締役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、予め取締役会で会日を定めた場合を除き、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(顧問又は相談役)

第27条 取締役会の決議により、顧問又は相談役を置くことができる。

## 第 5 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(委員の選定)

第28条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議により選定する。

## 第 6 章 執 行 役

(執行役の選任)

第29条 当会社の執行役は、取締役会の決議により選任する。

(任 期)

第30条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第31条 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。

2 前項に定めるほか、取締役会の決議により執行役社長1名を選定する。また、役付執行役若干名を定めることができる。

(執行役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の執行役（執行役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

## 第 7 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 8 章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として  
中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過  
してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上